ReXeR
LIFeSTYLe & FITNeSS

利用規約

第１条（適用範囲）
本規約に定める条項は、「株式会社レクサー」（以下「会社」と言います）が運営する「ReXeR Lifestyle & Fitness」（以下「本クラブ」と言います）の店舗に適用され、本会則に同意され本会則第６条による入会手続きを行い、会社から入会を認められ本会則第５条により会員資格を取得された方を本クラブの「会員」とします。

第２条（目的）
本クラブは本会則に則り、会員が本施設の各種サービスゾーンを利用し、健康維持増進、技術向上、会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における健康で明るいコミュニティづくりに寄与することを目的とします。

第３条（運営）
本クラブは、大阪府大阪市中央区備後町 3-4-1 山口玄ビル B1・1F 株式会社レクサーが運営、管理を行います。

第４条（会員制度）
（1）本クラブは会員制とし、入会される方は本規約に承諾し、会社所定の入会申込書を提出しなければなりません。
（2）会員の契約期間は、会員が会社所定の退会手続きが完了、または、本会則第 12 条に該当する会員資格の停止および除名がなされるまで自動更新とします。
（3）本クラブの会員の種類、利用条件および特典については別に定めます。
（4）会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡、相続または貸与することはできません。
（5）第６条の入会手続きを行った後、会社が別途定める審査手続きを行い会社が入会を認める場合には、入会手続き時に定めた利用開始日（以下「利用開始日」という）が到来したときに、入会申込者は会員資格を取得したものとします。

第５条（入会資格）
本クラブの入会資格は、本クラブに入会頂ける方と、次の事項に該当していない方に限ります。尚、本クラブは、その裁量により入会申し込みを受諾または受諾しない事ができ、その理由を説明する必要はないものとします。また、入会手続き後に入会資格外であると判明した場合、本クラブはその方を退場・退会できるものとします。
① 会社が別途定める審査手続きにおいて入会が認められていない方。 ② 暴力団、暴力団員、テログループ、その他これに準ずる者等、反社会的勢力である方。
③ 刺青、タトゥーなどをしている方で、完全に隠して施設利用が出来ない方。 ④ 薬物を使用している方。
⑤ 医師等により、運動または本クラブが提供するサービスの利用を禁じられている方。(本クラブが必要と判断した場合、医師による診断書の提出をお願いする場合がございます。)
⑥ 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾患を有している方。 ⑦ 過去に本クラブで会員資格の喪失により退会された事がある方。
⑧ 未成年である方。 ⑨ 入会の際、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できる日本国籍を有していない方。また在留カード、特別永住者証明書を提示できる外国籍を有していない方。
⑩ 公序良俗に反する行為などにより、公的、私的を問わず会員制の団体より会員資格の停止、または除名などの処分を受けた事のある方。
⑪ 本規約および諸規則を遵守できない方、スタッフの指示に従えない方 ⑫ その他、本クラブが会員としてふさわしくないと判断した方。

第６条（入会手続き）
（1）本クラブを利用する方は、本会則を承認のうえ、入会手続きを行い所定の料金などを納入し本クラブの承認を得て契約を行うことにより会員になります。
（2）前項に定める入会手続きを行った場合でも、本クラブが別途定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることをあらかじめご了承いただきます。
（3）会員となる方は入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先とその電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所、および会費など利用料金の決済に必要な情報を登録するものとします。また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。
（4）本クラブは会員の顔写真を撮影し、入会手続きによって付与された会員番号を付したデジタル情報として保有し、本人確認等やサービスを提供するうえで照合し、サービスを利用していただく為の資格などの確認に利用します。
（5）会員の入会手続きを WEB 上で行う場合は、必ずこの利用規約を確認の上、了承のチェックを行ってください。

(WEB 入会)
下記規約は、Web 入会の特記事項であり、下記規約内容以外は「利用規約」を適用します。
（6）本クラブの公式サイトを通じて入会手続きを行うことができます。
入会手続きには、個人情報の入力、プランの選択、利用規約への同意、および支払情報の提供が含まれます。
（7）入会手続き中に、会員は当ジムの規約、プライバシーポリシー、およびその他の必要事項にオンラインで同意する必要があります。
（8）会員が Web で入会手続きを完了した場合、入会当月と翌月分は選択したプラン・オプションを変更することはできません。プラン変更は、3 か月目より可能です。
（9）入会手続きが完了し、会員が支払い方法を登録すると、ご登録のカードに即時に入会費用 (月会費・入会金・事務手数料) が請求されます。
（10）Web 上で入会手続きを完了した後、会員は在籍扱いとなりますが、施設のご利用開始には店舗にて施設の案内や利用規則の説明を受け、セキュリティキー (指紋認証) の登録を行う必要があります。本説明・登録が完了次第、会員はいつでも施設を利用することができます。
（11）会員は第 11 条の退会手続きが完了しない限り、在籍とみなし本クラブのご利用がなくても通常の諸会費を支払う義務があります。
（12）Web 入会後、初回のご来店がない場合でも、本クラブから会員に対して利用の有無についてご連絡を差し上げることはありません。

誓約事項
1. 私は、本クラブ内で発生した紛失・盗難・障害・その他の事故に関して、本クラブが一切責任を負わないことを承諾します。
2. 私は、自身の健康状態と病歴等を鑑みて、本クラブを利用することに問題がないことを誓約いたします。
3. 私は、スタッフが不在、または近くにいない場合に運動することの危険性を認識したうえで運動を行うことを承諾いたします。
4. 私は、本クラブの利用に際して、死亡事故などの事故が発生した場合でも、本クラブ、本スタッフ、本クラブ関係者がいかなる結果に対しても責任を負わないことに同意いたします。また、私に発生する可能性があるいかなる障害も、それが予測可能かにかかわらず障害等の事故が発生した場合、本クラブ、本クラブのスタッフ、その他本クラブ関係者が、私、私の家族、相続人等からいかなる請求も受けないようにすることを誓約します。
5. 私は、上記誓約事項を自由意志で契約し、またこの誓約に基づいて本クラブの利用を許可されることを承諾いたします。

第７条（諸会費・諸料金）
（1）会員は本クラブの利用にあたり、本クラブが定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日までに支払わなければなりません。
（2）会員は施設利用の有無に関わらず、在籍する限り本規約または不随で定められた諸費用をすべて支払う義務があり、退会月まで会費を支払わなくてはなりません。
（3）一旦納入した諸会費、諸料金は、理由の如何に関わらずこれを返還いたしません。
（4）会社は、本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは入会金・諸会費・諸料金等の金額を変更する事ができ、会員またはその親族はこれに異議がないものとします。
（5）月会費を滞納している会員は、施設の利用をお断りすることがあります。また未払い分の月会費は支払わなくてはなりません。

第８条（会員証）
（1）本クラブは会員に対し、会員証を発行します。
（2）会員は会員証を紛失した場合には、すみやかに本クラブに届出し、ただちに所定の手続きを行い再発行を申請しなければなりません。
（3）会員証の再発行手数料は会員負担とし、発行手数料として 3,300 円（税込）を支払うものとします。
（4）会員は、会員資格を喪失した時は、すみやかに会員証を返還しなければなりません。
（5）会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡出来ません。

第９条（諸規則の遵守）
（1）会員は、本クラブの施設の利用にあたり、本会則その他本クラブの定める諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフの指示に従うものとします。

第 10 条（会員種別の変更）
（1）会員本人の都合による会員種別の変更を本クラブが認めた場合、本クラブ所定の書面により手続きを行ったうえで、会員種別の変更ができます。会員種別の変更には、会員種別変更手数料として 3,300 円（税込）を支払うものとします。
（2）会員種別の変更、月額オプションの変更は利用開始もしくは停止希望月の前月 10 日迄（10 日が休業日の場合はその前営業日迄）に来店し、所定の手続きを完了する事により、その翌月から変更する事ができます。10 日を過ぎた場合は翌々月からの変更となります。

第 11 条（退会）
（1）会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の 10 日迄（10 日が休業日の場合はその前営業日迄）に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、10 日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会になります。
（2）会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。
（3）諸会費・諸料金の未納がある場合は完納するまで退会手続きを行うことができません。
（4）会員が自己都合により会費または諸料金を 3 カ月間以上滞納した場合は、退会扱いとすることができます。また滞納分については全額を会社が指定した方法で支払わなくてはなりません。会費または諸費用の支払を 3 か月にわたり怠った場合は、会社は、任意の時期に退会扱いとするとともに、その債権の回収をサービサーもしくは弁護士法人に委託することができます。
（5）代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。
（6）会員が退会した時には、直ちに会員証を本クラブに返却しなければなりません。
（7）退会手続きが完了していない場合は、当施設のご利用がない場合でも、本クラブから会員に対して利用の有無についてご連絡を差し上げることはありません。

第 12 条（会員資格の停止）
会社は、会員が次のいずれかに該当した場合は、資格停止処分あるいは除名処分などの処分をすることができます。また、各項に該当し除名処分を受けた会員は、その後会社の運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとし、会員またはその親族はこれに異議のないものとします。
① 第５条に定める入会資格に充足しないと判明した場合。 ② 本会則その他本クラブの定める諸規則に違反した場合。
③ 入会に際して会社に虚偽の申告をしたと判明した場合。 ④ 会員および従業員に対するストーキング行為、セクシャルハラスメントおよび本クラブ内における宗教活動、営業活動、引き抜き行為、その他本クラブの目的に反する行為により、本クラブの秩序を乱したと判断した場合。
⑤ 本クラブの施設を故意に毀損したときや、本クラブの備品などを持ち出し・盗難した場合（発覚した時は警察に通報させていただきます。）
⑥ 諸会費・諸料金の支払いを連続して３カ月怠った場合。 ⑦ 本スタッフの退館指示を繰り返し受けた場合。 ⑧ 第 14 条各号の禁止行為を行った場合。
⑨ 妊娠していることが判明した場合。 ⑩ 入会時に必要な各種書類等を入会手続き日から起算して 1 週間以内に提出できない場合
⑪ その他会社が本クラブ会員にふさわしくないと判断した場合。

第 13 条（会員資格の喪失）
会員は、次の場合に会員資格を喪失します。
① 本規約第 11 条により退会した場合 ② 本規約第 12 条により除名された場合 ③ 死亡または法人の解散 ④ 本クラブを閉業した場合
⑤ 失踪宣言を受けた場合

第 14 条（禁止事項）※必ずお読み下さい
本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を禁止します。発覚した時は即刻入場禁止および退館、第 12 条適応による会員資格の停止および除名処分とさせていただきます。
① 動物を施設内に持ち込む事。(身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く） ② 刃物などの危険物を施設内に持ち込む行為。
③ 施設内または同ビル共用部分で喫煙する行為。(電子タバコ・無煙タバコを含む） ④ 本クラブが定めるエリア以外で通話・撮影・録音する行為。
⑤ 他の会員を含む第三者やスタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷（SNS 等インターネット等の書き込み含む）する行為。 ⑥ 所定の場所以外での排泄行為。
⑦ 本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内や施設外に落書きや造作をする行為。
⑧ 痴漢、覗き、露出などの公序良俗に反する行為。
⑨ 許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニングなどの営業行為、金銭のやりとりや勧誘をする行為。営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）や政治活動、署名活動をする行為。
⑩ 他の会員を含む第三者やスタッフの身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発する、他人をにらむ、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物をたたく、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。
⑪ 他の方やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。 ⑫ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフに迷惑を及ぼす行為。
⑬ 支払うべき諸会費・諸料金・諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
⑭ 会員カードまたは指紋の認証を行わず、前にいる他会員が開けたドアに一緒に入退館する行為。 ⑮ ロッカールームに土足で入室する行為。
⑯ 施設内で睡眠する行為。 ⑰ 酒気を帯びての来館、もしくは館内での飲酒行為。
⑱ ヒール・革靴・サンダル、ゴム草履、または裸足などでフィットネスマシンを利用する行為。
⑲ スーツ、ジーパン、ベルト付のズボンなど運動にふさわしくない恰好でフィットネスエリアを利用する行為。 ⑳ 施設内で入れ墨・タトゥーなどを見せる行為。
㉑ トレーニングマシンなどの設備を独占する行為 (お 1 人様・1 グループ 30 分を目途にご利用ください)
㉒ 長時間のシャワー室のご利用 (お 1 人様 15 分を目途にご利用ください) ㉓ シャワー室での洗濯、毛染め
㉔ 共有ロッカーを占有する行為 (施設利用外での利用が確認できた場合はロッカーを開け、荷物はフロントにて 1 か月保管した後に引き取りがない場合は破棄します。)
㉕ 指定の駐車場・駐輪場 (設置店) 以外の駐輪・駐車 ㉖ 会社が会員としてふさわしくないと認める行為。 ㉗ その他、本クラブの秩序を乱す行為。

第 15 条（ビジター・一時利用）
（1）ビジターにて本クラブを利用する場合、会社の定める施設利用料を支払うものとします。
（2）会社は、特に必要と認めた場合、ビジターに本クラブの見学、施設・サービスを利用させることができます。
（3）ビジターにて本クラブを利用する場合でも、施設・サービス利用いただくための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本会則が適用されます。

第 16 条（変更事項の届出）
（1）会員は入会手続き時の記載事項に変更があった場合、速やかに本クラブに変更を届け出るものとします。
（2）当施設の会員への諸通知などは、会員から届け出があった最新の連絡先宛に行うものとし、第 1 項の届出を怠ったため、当施設からなされた諸通知等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第 17 条（諸費用の変更）
（1）会社は、第７条に基づいて会員が負担する会費などを、変更することができます。ただし、会費については変更する 1 カ月前までに会員に本会則第 25 条に定める所定の方法で告知するものとします。

第 18 条（会員の休会）
（1）会員本人の都合により 1 ヵ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、本人が休会希望前月の 10 日迄（休業日の場合は前営業日）に来店し当クラブが定める所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会することができます。また、休会手続きが休会希望前月の 10 日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。
（2）休会中の会費は、会員資格継続の為に、本クラブが定める金額を休会費として支払うこととします。
（3）休会会員は、本人の申し出により随時復会することができます。復会月より所定の月会費をいただきます。また、1 ヵ月以内の復会は休会の取り消しになり、復会月の月会費は全額お支払いただきます。
（4）休会は、当クラブが定める休会届の提出の上受け付け可能とし、代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は受け付けすることができかねます。
（5）月額契約ロッカーをご利用の会員は、2 カ月以上休会される場合、ロッカーを一旦解約していただきます。復会後、ご希望であればその時に空いているロッカーの中からお選びいただきます。
（6）休会中はいかなる理由があっても、本クラブ及び相互利用対象の店舗をご利用いただくことはできかねます。
（7）諸会費・諸料金の未納がある場合は完納するまで休会手続きを行うことができません。

第 19 条（施設の一時的休業および一時的閉鎖）
本クラブは、次の各号のいずれかに該当する場合、諸施設全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として 1 ヵ月前までに会員に対しその旨を告知するものとします。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員の会費支払い義務の軽減や免除はありません。
① 定期休業などによる場合。 ② 会社が特別行事を開催する場合。 ③ 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合。
④ 気象災害、その他外的要因により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。
⑤ その他、法令などに基づく関係省庁からの指導による場合など、重大な事由によりやむを得ないと会社が判断した場合。
⑥ 前各号の他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。

第 20 条（クラブの閉業）
会社は次の理由により、本クラブを閉業することがあります。
① 気象、災害などにより施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。 ② 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
臨時休業および閉業が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知します。ただし、天災・地変・騒乱・戦争・公権力の命令または発動など不可抗力である場合は、上記告知期間を短縮することがあります。本クラブが閉業する場合は、会員に対して特別な保証等は行いません。

第 21 条（損害賠償）
（1）会員およびビジターが本クラブの諸施設利用中、会員自身が受けた被害に対して、会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。本クラブで発生した紛失・盗難・障害・その他事故 (会員同士のトラブル) について、本クラブは一切の責任を負わないものとします。駐車場・駐輪場 (設置店) で起きた事故・トラブルについても、本クラブは一切の責任を負わず、ご自身の責任となります。
（2）会員は故意・過失にかかわらず、自己の責により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償を果たさなくてはなりません。

第 22 条（盗難および紛失、忘れ物）
（1）会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。本クラブの利用に際して生じた盗難、紛失、毀損などについては、それが会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は一切の責任を負わないものとします。
（2）施設内でのお忘れ物につきましては、フロントに届いた時点から 2 週間を経過して持ち主からの申し出が無い場合、いかなる物品に関係なく処分させていただきます。

第 23 条（休業日および営業時間の変更）
年中無休・24 時間、施設をご利用いただけます。ただし、施設の増改築、修繕または点検等が必要となった場合など、緊急に休業とさせていただく場合があります。また、スタッフの在中する時間は店舗により定めておりますが、年のうち数日はスタッフ不在となる期間があり、在中時間も状況により変更する場合がございます。

第 24 条（会則の改定）
（1）本クラブは、必要に応じて会則などの改定を行うことができ、改定した会則などの効力は全会員に及ぶものとします。
（2）本クラブは、会則等の改定を行う場合、原則 1 ヵ月前までに本会則第 25 条に定める所定の方法でこれを会員に告知するものとします。

第 25 条（告知方法）
本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

第 26 条（個人情報保護）
（1）会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。
（2）会員は、自己が会社に提供した個人情報が正確であることを保証します。会社は、当該情報が不正確であることによって会員又は第三者に生じる損害について一切責任を負わないものとします。

第 27 条（会員特権）
（1）会員種別による特権については別に定める通りとします。
（2）レクサーパーソナルメンバーの会員特権であるパーソナルトレーニング、プロテインドリンクのサービスにつきましては、各種別の指定回数は当月内の利用を条件とし、翌月への繰り越し利用はできません。

第 28 条（キャンペーン）
（1）入会時に適用したキャンペーンは、無料期間に応じて定められた在籍を適用条件とし、キャンペーンを適用した会員は、本クラブがキャンペーンごとに定める条件を遵守しなければならないものとします。
（2）キャンペーン適用して入会した会員が、定められた在籍期間の継続利用を満たさずに退会しようとする場合、定められた相応の費用を支払わなければならないものとします。

第 29 条 (その他サービス)
レクサーパーソナル会員にて「レクサーストレッチ」のサービスを申込みする場合、別途定める【レクサーストレッチ利用規約】に同意したものとみなします。

個人情報保護方針

本プライバシーポリシーは、ReXeR が収集し、利用する全ての個人情報をその対象として、ReXeR の個人情報に関する基本方針を定めるものです。
個人情報保護への取り組み ReXeR は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを定め、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、お客様の個人情報を含む全の個人情報を安全かつ適切に取り扱います。

1. 個人情報の収集
ReXeR は、必要な範囲で個人情報を収集することがあります。収集するにあたっては、適正かつ公正な手段により行い、法令により例外として扱うことが認められている場合を除き、利用目的を予め公表するか、または取得後速やかにご本人に通知もしくは公表いたします。なお、ご本人から書面 (インターネット上の Web サイトの画面等を含みます。) により直接個人情報を収集する場合には、法令により例外として扱うことが認められている場合を除き、その都度予め利用目的を明示いたします。

2. 個人情報の管理・保護について
ReXeR が個人情報を取り扱う際には、管理責任者を置き、適切な管理を行うとともに、外部への流出防止に努めます。
また、外部からの不正アクセスまたは紛失、破壊、改ざん等の危険に対しては、適切かつ合理的なレベルの安全対策を実施し、個人情報の保護に努めます。ReXeR は、個人情報に係るデータベース等へのアクセス権を有する者を限定し、社内においても不正な利用がなされないように厳重に管理いたします。
ReXeR は、個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。この場合、個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先 (以下「業務委託先」といいます) を選定し、委託契約等において、個人情報の管理、秘密保持、再提供の禁止等、個人情報の漏洩等なきよう必要な事項を取り決めるとともに、適切な管理を実施させます。

3. 当社が保有する個人情報
① お客様が当社施設への入会時、見学時もしくはご利用時に当社へご提供いただいた個人情報
② お客様が当社の商品をご購入時に当社へご提供いただいた個人情報
③ お客様が各種イベントへの参加時に当社へご提供いただいた個人情報
④ 採用、求人応募者及び当社で就業する従業員より提出された個人情報
⑤ 当社で就業する従業員、従業員の親族及び当社が支払調書等を作成する継続的契約関係のある個人の個人番号（マイナンバー）

4. 個人情報の利用目的
① 会員及びそれに付随するサービスへの入会、退会、各種変更手続きのため
② ご見学者、ご体験者に資料等の送付を行うため
③ 各種イベント、キャンペーン、施設休館等のご案内を提供するため
④ 商品の販売、発送を行うため
⑤ ご利用料金のご請求や各種会員契約内容等に関するご連絡のため
⑥ お客様の施設入館時の本人確認を行うため
⑦ お客様の施設利用時の安全管理や事故時の緊急連絡等を実施するため
⑧ お客様からのお問い合わせ、資料請求及びご要望内容にお応えするため
⑨ 顧客動向分析や商品開発等の調査分析を実施するため
⑩ 採用選考のため
⑪ 画像の録画による防犯のため
⑫ その他お客様へ個人情報取得時にご案内した目的のため

5. 個人情報の提供
ReXeR は、個人情報をご本人の同意なしに、業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません。ただし、法令により開示を求められた場合、または裁判所、警察等の公的機関から開示を求められた場合には、ご本人の同意なく個人情報を開示・提供することがあります。

同意欄 株式会社レクサー御中

私は定められた入会資格を満たし、施設利用にあたっては、利用規約その他の取決め事項を遵守いたします。
規則等に何ら異存はなく、誓約事項を遵守いたします。個人情報の取り扱い事項について同意をした上で入会いたします。

【記入日】 年 月 日

【フリガナ】

【氏名】